

移住支援金対象判定フローチャート

スタート

前提条件

(両方に合致が必要)

- ・ 5年以上高崎市に住み続ける意思があること
- ・ 自らの意思による移住であること
(転勤・出向等、企業の命令による移住は対象外)

いいえ

交付対象外です

はい

移住元要件

転入する直前1年について、
AかBと合致している。(A Bの合計も可)

- A. 東京23区内に居住
- B. 東京圏※1に居住し、東京23区内に通勤

いいえ

はい

転入する直前10年のうち通算5年以上について、
AかBと合致している。(A Bの合計も可。連続していなくても可)

- A. 東京23区内に居住
- B. 東京圏※1に居住し、東京23区内に通勤

いいえ

はい

地域の担い手要件

(いずれかに合致が必要)

- A. 県や国の支援制度※2を利用して、就業※3している。
- B. 移住前の仕事をテレワーク※4で継続している。
- C. 高崎市の関係人口※5である。
- D. 群馬県の起業支援金を使って起業している。

いいえ

はい

※2 県や国の支援制度

- ・ 群馬県の求人マッチングサイトのうち交付金対象の求人
- ・ 内閣府のプロフェッショナル人材支援事業
- ・ 内閣府の先導的人材マッチング支援事業

※3 就業

- ・ 週20時間以上の無期雇用契約であること
- ・ 達成後解散するプロジェクトへの参加等、離職の前提でないこと

※4 テレワーク

- ・ 出社頻度が勤務日の1/5以下であること

※5 関係人口

- ・ 本市に居住歴がある方
- ・ 本市に通勤・通学歴がある方
- ・ 本市に本店支店のある企業に勤務歴がある方
- ・ 本市に親族が居住している方
- ・ 本市で生産された物品を直接取引を行っているか、直接取引する法人に勤務している方

移住支援金の交付対象となる可能性があります。
詳細な要件を確認してください。